

令和3年9月24日公表

## 令和2年度野生鳥獣資源利用実態調査結果

— ジビエ利用量は1,810 t で前年度に比べ9.9%減少 —

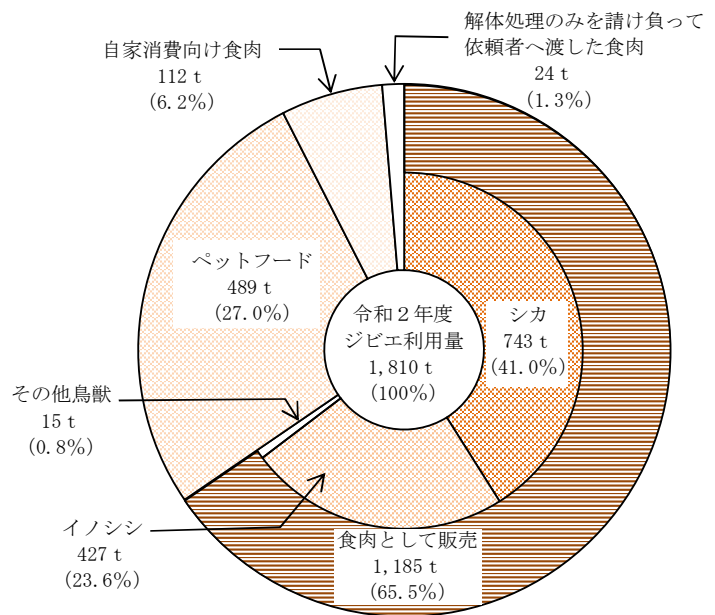
### 【調査結果の概要】

#### 1 野生鳥獣のジビエ利用量

食肉処理施設が令和2年度に処理した野生鳥獣のジビエ利用量は1,810 t で、前年度に比べ9.9%減少した。

このうち、食肉として販売した数量は1,185 t で、前年度に比べ14.9%減少し、鳥獣種別にみると、シカが743 t で23.6%減少、イノシシが427 t で5.2%増加、その他鳥獣が15 t で15.4%増加した。

図 野生鳥獣のジビエ利用量（全国）



注： 構成割合については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

表1 野生鳥獣のジビエ利用量（全国）

単位：t

区分	合計	食肉処理施設が販売					ペットフード	解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉	自家消費向け食肉
		計	食肉			その他鳥獣			
			小計	イノシシ	シカ				
令和元年度	2,008	1,905	1,392	406	973	13	513	15	88
2	1,810	1,674	1,185	427	743	15	489	24	112
対前年度比 (%)	90.1	87.9	85.1	105.2	76.4	115.4	95.3	160.0	127.3
構成割合 (%)									
令和元年度	100.0	94.9	69.3	20.2	48.5	0.6	25.5	0.7	4.4
2	100.0	92.5	65.5	23.6	41.0	0.8	27.0	1.3	6.2

○ 食肉処理施設は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設である。

本資料は、農林水産省ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。  
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/jibie/index.html#y> 】

## 2 野生鳥獣の解体頭・羽数

食肉処理施設が処理した野生鳥獣の解体頭・羽数は13万4,270頭・羽で、前年度に比べ9.9%増加した。

鳥獣種別にみると、シカが8万5,840頭で4.9%増加、イノシシが3万4,769頭で0.8%増加、その他鳥獣が13,661頭・羽で133.4%増加した。

表2 野生鳥獣の解体頭・羽数（全国）

区 分	計	イノシシ	シカ	そ の 他 鳥 獣				
				小 計	クマ	アナグマ	鳥 類	そ の 他
	頭・羽	頭	頭	頭・羽	頭	頭	羽	頭・羽
令和元年度	122,203	34,481	81,869	5,853	357	480	4,744	272
2	134,270	34,769	85,840	13,661	273	900	12,176	312
対前年度比 (%)	109.9	100.8	104.9	233.4	76.5	187.5	256.7	114.7
構成割合 (%)								
令和元年度	100.0	28.2	67.0	4.8	0.3	0.4	3.9	0.2
2	100.0	25.9	63.9	10.2	0.2	0.7	9.1	0.2

## 3 食肉処理施設で野生鳥獣を処理して得た金額

食肉処理施設で野生鳥獣を処理して得た金額は34億9,700万円で、前年度に比べ7.2%減少した。

このうち、食肉の販売金額は31億700万円で、前年度に比べ9.3%減少し、鳥獣種別にみると、イノシシが15億9,800万円で7.5%増加したものの、シカが14億5,200万円で22.6%減少、その他鳥獣が5,700万円で13.6%減少した。

表3 食肉処理施設で野生鳥獣を処理して得た金額（全国）

単位：100万円

区 分	合 計	販 売 金 額										解体処理の請負料金
		計	食 肉				食 肉 以 外					
			小 計	イノシシ	シカ	その他鳥獣	小 計	ペットフード	皮革	鹿角製品(鹿茸等)	その他	
令和元年度	3,769	3,737	3,427	1,486	1,875	66	310	293	6	10	1	32
2	3,497	3,465	3,107	1,598	1,452	57	358	324	6	7	21	32
対前年度比 (%)	92.8	92.7	90.7	107.5	77.4	86.4	115.5	110.6	100.0	70.0	2,100.0	100.0
構成割合 (%)												
令和元年度	100.0	99.2	90.9	39.4	49.7	1.8	8.2	7.8	0.2	0.3	0.0	0.8
2	100.0	99.1	88.8	45.7	41.5	1.6	10.2	9.3	0.2	0.2	0.6	0.9

◎ 調査結果の主な利活用

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プランに基づくジビエ利用拡大の目標（ジビエ利用量を令和元年度から令和7年度に倍増）に向けた毎年度の進捗を継続して的確に捉え、進捗を踏まえた毎年度の各種施策を講ずるための資料
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき講ずることとされている措置の具体的な取組を検討するための資料

◎ 関連データ

狩猟及び有害捕獲等によるイノシシ、シカの捕獲頭数の推移（全国）

単位：頭

区 分	計	イ ノ シ シ	シ カ
平成 23 年度	806,000	390,500	415,500
24	893,000	426,600	466,400
25	966,200	452,900	513,300
26	1,108,600	520,600	588,000
27	1,147,300	553,700	593,600
28	1,199,700	620,400	579,300
29	1,153,300	552,500	600,800
30	1,177,100	604,800	572,300
令和元	1,243,500	640,600	602,900
2 (速報値)	1,353,700	678,900	674,800

資料：環境省調べ。令和2年度は速報値。



# 【統計表】

## 統計表一覧

ページ

1 食肉処理施設の稼働状況（全国）	
(1) 年間施設稼働日数規模別施設数等	6
(2) 年間作業従事者数及び専従者数規模別施設数	6
2 食肉処理施設の解体実績等（全国）	
(1) 鳥獣種別の解体頭・羽数	6
(2) ジビエ利用量	7
(3) 鳥獣種別の解体処理のみの請負及び自家消費向け別ジビエ利用量	7
(4) 鳥獣種別の食肉処理施設数	7
(5) 鳥獣種別の搬入時の重量及び1頭・羽当たりの体重	8
(6) 鳥獣種別の捕獲方法別解体頭・羽数	8
(7) 鳥獣種別の仕入価格及び解体処理の請負価格	8
3 食肉処理施設の販売実績等（全国）	
(1) 食肉処理施設で野生鳥獣を処理して得た金額	9
(2) イノシシ、シカの部位別等販売数量、販売金額及び販売価格	9
(3) その他鳥獣の種類別販売数量、販売金額及び販売価格	11
(4) 食肉処理施設が卸売・小売に販売した食肉の鳥獣種別販売先別の販売数量	11
(5) 食肉、食肉以外の販売がある食肉処理施設数	12
4 廃棄物処理量、廃棄物処理経費（全国）	12
5 ジビエ利用量（都道府県別）	13

## 利用上の注意

- 統計数値については、表示単位未満を四捨五入していること等により、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 表中に用いた記号は、次のとおりである。
  - 「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：4,000円→0万円）
  - 「－」： 事実のないもの
  - 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- 秘匿方法について  
統計調査結果について、調査対象者が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。ただし、調査対象者が2以下の場合でも当該調査対象者が公表することに同意した場合は当該結果を公表している。
- この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和2年度野生鳥獣資源利用実態調査結果」（農林水産省）による旨を記載してください。

## 1 食肉処理施設の稼働状況（全国）

### (1) 年間施設稼働日数規模別施設数等

区 分	調 査 対 象 数	1 施 設 当 た り の 年 間 施 設 稼 働 日 数	年 間 施 設 稼 働 日 数 規 模				
			計	50 日 以 下	51 ～ 100	101 ～ 200	201 日 以 上
令 和 2 年 度	施設 691	日 145	施設 691	施設 199	施設 138	施設 136	施設 218
構 成 割 合 (%)	-	-	100.0	28.8	20.0	19.7	31.5

注：1施設当たりの数値は、総数を調査対象数で除して算出している（以下同じ。）。

### (2) 年間作業従事者数及び専従者数規模別施設数

区 分	1 施 設 当 た り の 年 間 作 業 従 事 者 数	専 従 者 数	年 間 作 業 従 事 者 数 規 模				
			計	2 人 以 下	3 ～ 5	6 ～ 10	11 人 以 上
令 和 2 年 度	人 2.83	人 1.04	施設 691	施設 424	施設 189	施設 72	施設 6
構 成 割 合 (%)	-	-	100.0	61.4	27.4	10.4	0.9

区 分	年 間 作 業 従 事 者 数 の う ち 専 従 者 数 規 模					
	計	0 人	1 ～ 2	3 ～ 5	6 ～ 10	11 人 以 上
令 和 2 年 度	施設 691	施設 284	施設 344	施設 45	施設 18	施設 -
構 成 割 合 (%)	100.0	41.1	49.8	6.5	2.6	-

## 2 食肉処理施設の解体実績等（全国）

### (1) 鳥獣種別の解体頭・羽数

区 分	計	イノシシ	シカ	そ の 他 鳥 獣				
				小 計	クマ	アナグマ	鳥 類	そ の 他
令 和 2 年 度	頭・羽 134,270	頭 34,769	頭 85,840	頭・羽 13,661	頭 273	頭 900	羽 12,176	頭・羽 312
構 成 割 合 (%)	100.0	25.9	63.9	10.2	0.2	0.7	9.1	0.2

(2) ジビエ利用量

区 分	単位	合 計	食 肉 処 理 施 設 が 販 売					解 体 処 理 の み を 請 け 負 っ て 依 頼 者 へ 渡 した 食 肉	自 家 消 費 向 け 食 肉	
			計	食 肉						ペ ッ ト フ ー ド
				小 計	イ ノ シ シ	シ カ	そ の 他 鳥 獣			
ジビエ利用量	t	1,810	1,674	1,185	427	743	15	489	24	112
構成割合 合計を100とした割合	%	100.0	92.5	65.5	23.6	41.0	0.8	27.0	1.3	6.2
小計を100とした割合	%	-	-	100.0	36.0	62.7	1.3	-	-	-
1施設当たりの ジビエ利用量	kg	2,619	2,423	1,716	619	1,075	22	707	35	161

(3) 鳥獣種別の解体処理のみの請負及び自家消費向け別ジビエ利用量

区 分	ジ ビ エ 利 用 量				構 成 割 合					
	計	イ ノ シ シ	シ カ	そ の 他 鳥 獣	計	イ ノ シ シ	シ カ	そ の 他 鳥 獣		
解体処理のみを請け負って 依頼者へ渡した食肉	kg	24,326	5,920	18,177	229	%	100.0	24.3	74.7	0.9
自家消費向け食肉	kg	111,501	75,089	35,746	666	%	100.0	67.3	32.1	0.6

(4) 鳥獣種別の食肉処理施設数

ア イノシシ及びシカの解体頭数規模別施設数

単位：施設

区 分	調 査 対 象 数	イ ノ シ シ 、 シ カ の 解 体 頭 数 規 模							
		計	50頭以下	51～100	101～300	301～500	501～ 1,000	1,001～ 1,500	1,501頭 以上
イ ノ シ シ	691	505	347	64	73	10	8	3	-
シ カ	691	500	264	78	90	27	25	7	9
構成割合 (%)									
イ ノ シ シ	100.0	73.1	50.2	9.3	10.6	1.4	1.2	0.4	-
シ カ	100.0	72.4	38.2	11.3	13.0	3.9	3.6	1.0	1.3

イ 解体したその他鳥獣の種類別施設数

単位：施設

区 分	調 査 対 象 数	そ の 他 鳥 獣				
		計 (実数)	ク マ	ア ナ グ マ	鳥 類	そ の 他
令 和 2 年 度	691	139	45	71	53	18
構成割合 (%)	100.0	20.1	6.5	10.3	7.7	2.6

## 2 食肉処理施設の解体実績等（全国）（続き）

### (5) 鳥獣種別の搬入時の重量及び1頭・羽当たりの体重

区 分	単位	計	イノシシ	シカ	そ の 他 鳥 獣				
					計	クマ	アナグマ	鳥類	その他
搬入時の重量	t	5,776	1,411	4,328	37	18	5	13	1
構成割合	%	100.0	24.4	74.9	0.6	0.3	0.1	0.2	0.0
1頭・羽当たりの の 体 重	kg	43	41	50	3	67	6	1	5

### (6) 鳥獣種別の捕獲方法別解体頭・羽数

区 分	解 体 頭 ・ 羽 数				構 成 割 合			
	計	網	わな	銃器	計	網	わな	銃器
計	頭・羽 134,270	頭・羽 11,096	頭・羽 79,966	頭・羽 43,208	% 100.0	% 8.3	% 59.6	% 32.2
イノシシ	34,769	2,187	27,808	4,774	100.0	6.3	80.0	13.7
シカ	85,840	844	47,528	37,468	100.0	1.0	55.4	43.6
その他鳥獣	13,661	8,066	4,629	966	100.0	59.0	33.9	7.1

### (7) 鳥獣種別の仕入価格及び解体処理の請負価格

単位：円/kg

区 分	計	イノシシ	シカ	そ の 他 鳥 獣
仕 入 価 格	575	742	338	994
解体処理の請負価格	390	273	344	1,474



### 3 食肉処理施設の販売実績等（全国）

#### (1) 食肉処理施設で野生鳥獣を処理して得た金額

区 分	単位	合 計	販 売 金 額				
			計	食 肉			
				小 計	イノシシ	シカ	その他鳥獣
食肉処理施設で処理して得た金額	100万円	3,497	3,465	3,107	1,598	1,452	57
構成割合							
合計を100とした割合	%	100.0	99.1	88.8	45.7	41.5	1.6
小計を100とした割合	%	-	-	100.0	51.4	46.7	1.8
1施設当たりの食肉処理施設で処理して得た金額	万円	506	501	449	231	210	8

区 分	単位	販 売 金 額（続 き）					解体処理の 請 負 料 金
		食 肉 以 外					
		小 計	ペ ット フ ード	皮 革	鹿角製品 (鹿茸等)	そ の 他	
食肉処理施設で処理して得た金額	100万円	358	324	6	7	21	32
構成割合							
合計を100とした割合	%	10.2	9.3	0.2	0.2	0.6	0.9
小計を100とした割合	%	100.0	90.5	1.7	2.0	5.9	-
1施設当たりの食肉処理施設で処理して得た金額	万円	52	47	1	1	3	5

#### (2) イノシシ、シカの部位別等販売数量、販売金額及び販売価格

##### ア 販売数量

単位：kg

区 分	合 計	食 肉 卸 売 ・ 小 売					
		計	部 位				
			小 計	モ モ	ロ ー ス	ヒ レ	そ の 他
イノシシ	427,435	374,143	215,277	71,103	44,482	2,672	97,020
シカ	743,110	627,256	478,023	194,396	71,198	8,356	204,073
構成割合 (%)							
イノシシ	100.0	87.5	50.4	16.6	10.4	0.6	22.7
シカ	100.0	84.4	64.3	26.2	9.6	1.1	27.5

区 分	食肉卸売・小売（続き）		加工仕向 け 食 肉	調理仕向 け 食 肉
	枝 肉	そ の 他		
イノシシ	42,202	116,664	35,643	17,649
シカ	52,488	96,745	100,686	15,168
構成割合 (%)				
イノシシ	9.9	27.3	8.3	4.1
シカ	7.1	13.0	13.5	2.0

注：食肉卸売・小売のその他は、部位及び枝肉以外のもの（分類不可を含む。）である（以下同じ。）。

### 3 食肉処理施設の販売実績等（全国）（続き）

#### (2) イノシシ、シカの部位別等販売数量、販売金額及び販売価格（続き）

##### イ 販売金額

単位：万円

区 分	合 計	食 肉 卸 売 ・ 小 売					
		計	部 位				
			小 計	モ モ	ロ ー ス	ヒ レ	そ の 他
イ ノ シ シ	159,829	133,035	82,754	22,979	30,768	886	28,121
シ カ	145,192	115,456	95,448	38,466	21,312	2,433	33,237
構成割合 (%)							
イ ノ シ シ	100.0	83.2	51.8	14.4	19.3	0.6	17.6
シ カ	100.0	79.5	65.7	26.5	14.7	1.7	22.9

区 分	食肉卸売・小売（続き）		加工販売	調理販売
	枝 肉	そ の 他		
イ ノ シ シ	20,918	29,363	14,510	12,284
シ カ	5,519	14,489	25,274	4,462
構成割合 (%)				
イ ノ シ シ	13.1	18.4	9.1	7.7
シ カ	3.8	10.0	17.4	3.1

注： 加工販売の販売金額は自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、加工した製品を販売した金額、調理販売の販売金額は自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、施設直営の飲食店等で調理して販売した金額である（以下同じ。）。

##### ウ 販売価格

単位：円/kg

区 分	合 計	食 肉 卸 売 ・ 小 売					
		計	部 位				
			小 計	モ モ	ロ ー ス	ヒ レ	そ の 他
イ ノ シ シ	3,739	3,556	3,844	3,232	6,917	3,316	2,898
シ カ	1,954	1,841	1,997	1,979	2,993	2,912	1,629

区 分	食肉卸売・小売（続き）		加工販売	調理販売
	枝 肉	そ の 他		
イ ノ シ シ	4,957	2,517	4,071	6,960
シ カ	1,051	1,498	2,510	2,942

注： 加工販売の販売価格は加工販売の販売金額を加工に仕向けた食肉の販売数量で除した値、調理販売の販売価格は調理販売の販売金額を調理に仕向けた食肉の販売数量で除した値である（以下同じ。）。

(3) その他鳥獣の種類別販売数量、販売金額及び販売価格

区 分	単位	計	食 肉 卸 売 ・ 小 売					加工販売	調理販売
			小 計	ク マ	アナグマ	鳥 類	そ の 他		
販売数量	kg	15,134	14,235	3,236	1,825	8,901	273	360	539
構成割合	%	100.0	94.1	21.4	12.1	58.8	1.8	2.4	3.6
販売金額	万円	5,651	4,778	1,982	719	1,975	102	191	682
構成割合	%	100.0	84.6	35.1	12.7	34.9	1.8	3.4	12.1
販売価格	円/kg	3,734	3,357	6,125	3,940	2,219	3,736	5,306	12,653

注：加工販売の販売数量は加工に仕向けた食肉の数量、調理販売の販売数量は調理に仕向けた食肉の数量である。

(4) 食肉処理施設が卸売・小売に販売した食肉の鳥獣種別販売先別の販売数量

単位：kg

区 分	販 売 先 別 の 販 売 数 量							
	計	卸売業者	小売業者	加工品 製造業者	外食産業	宿泊施設	消費者への 直接販売	インター ネット
計	1,015,634	295,989	111,749	71,014	187,828	23,417	293,187	160,956
イノシシ	374,143	69,312	61,300	15,510	72,762	11,620	124,660	34,153
シカ	627,256	220,150	49,964	55,504	109,483	11,597	167,359	126,444
その他鳥獣	14,235	6,527	485	-	5,583	199	1,169	359
構成割合 (%)								
計	100.0	29.1	11.0	7.0	18.5	2.3	28.9	15.8
イノシシ	100.0	18.5	16.4	4.1	19.4	3.1	33.3	9.1
シカ	100.0	35.1	8.0	8.8	17.5	1.8	26.7	20.2
その他鳥獣	100.0	45.9	3.4	-	39.2	1.4	8.2	2.5

区 分	販売先別の販売数量（続き）	
	学校給食	その他
計	12,206	20,244
イノシシ	6,369	12,610
シカ	5,801	7,398
その他鳥獣	36	236
構成割合 (%)		
計	1.2	2.0
イノシシ	1.7	3.4
シカ	0.9	1.2
その他鳥獣	0.3	1.7

### 3 食肉処理施設の販売実績等（全国）（続き）

#### (5) 食肉、食肉以外の販売がある食肉処理施設数

単位：施設

区分	調査対象数	販売がある食肉処理施設数合計 (実数)	食肉							
			計 (実数)	イノシシ				シカ		
				小計 (実数)	卸売・ 小売	加工販売	調理販売	小計 (実数)	卸売・ 小売	加工販売
令和2年度	691	632	622	444	415	105	74	425	402	119
構成割合 (%)	100.0	91.5	90.0	64.3	60.1	15.2	10.7	61.5	58.2	17.2

区分	食肉（続き）					食肉以外				
	シカ(続き)	その他鳥獣				計 (実数)	ペット フード	皮革	鹿角製品 (鹿茸等)	その他
	調理販売	小計 (実数)	卸売・ 小売	加工販売	調理販売					
令和2年度	63	85	74	11	10	216	189	56	60	11
構成割合 (%)	9.1	12.3	10.7	1.6	1.4	31.3	27.4	8.1	8.7	1.6

### 4 廃棄物処理量、廃棄物処理経費（全国）

区分	廃棄物処理量		廃棄物処理経費		1 t 当 たりの 処理経費
	処理量	1施設 当たりの 処理量	処理経費	1施設 当たりの 処理経費	
	t	kg	100万円	万円	万円
令和2年度	2,580	3,734	114	16	4

5 ジビエ利用量（都道府県別）

単位：t

解体頭・羽数規模別 都道府県	調査対象数	合計	食肉処理施設が販売						ペットフード	解体処理のみを請け負って依頼した肉	自家消費肉
			計	食肉							
				小計	イノシシ	シカ	その他鳥獣				
全 国 (解体頭・羽数規模)	施設 691	1,810	1,674	1,185	427	743	15	489	24	112	
50頭以下	294	102	67	62	39	21	2	5	3	32	
51～100	143	137	109	94	53	41	0	15	11	17	
101～300	143	289	249	214	116	97	1	35	9	31	
301～500	47	345	341	238	45	191	2	103	1	3	
501～1,000	41	256	227	169	33	134	2	58	0	29	
1,001～1,500	10	185	185	115	20	93	2	70	0	0	
1,501頭以上 (都道府県)	13	497	496	294	121	166	7	202	1	0	
北海道	85	620	599	421	-	420	1	178	6	15	
青森	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
岩手	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
宮城	3	2	2	2	-	2	0	-	-	-	
秋田	3	0	0	0	-	-	0	-	-	-	
山形	1	0	0	0	-	-	0	-	0	0	
福島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
茨城	2	0	0	0	0	-	0	-	-	0	
栃木	1	7	7	7	7	-	-	-	-	-	
群馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉	2	3	3	1	0	1	-	2	-	-	
千葉	9	13	13	13	11	2	0	0	-	0	
東京	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
神奈川	4	4	4	4	1	3	-	0	-	0	
新潟	12	3	2	2	1	0	1	-	1	0	
富山	6	3	3	3	1	0	2	-	0	0	
石川	8	6	6	6	6	0	0	-	-	0	
福井	8	6	6	6	4	2	0	-	-	0	
山梨	8	4	3	2	0	2	-	1	1	0	
長野	29	115	115	60	4	56	0	55	-	0	
岐阜	31	55	48	16	0	16	0	32	3	4	
静岡	20	40	40	31	9	22	0	9	0	0	
愛知	6	15	12	12	2	10	-	0	0	3	
三重	21	29	25	18	4	14	0	7	0	4	
滋賀	17	13	11	10	4	6	-	1	-	2	
京都	22	30	23	19	6	13	0	4	3	4	
大阪	7	4	4	4	3	1	0	-	-	-	
兵庫	50	207	206	149	121	27	1	57	0	1	
奈良	18	13	11	10	7	3	-	1	-	2	
和歌山	19	26	22	19	10	9	0	3	0	4	
鳥取	15	96	91	36	20	15	1	55	0	5	
島根	24	21	18	17	17	0	0	1	-	3	
岡山	31	64	56	38	24	14	0	18	5	3	
広島	21	98	97	57	39	18	0	40	0	1	
山口	12	29	22	21	11	10	0	1	1	6	
徳島	8	11	11	10	2	8	-	1	0	0	
香川	17	9	7	7	6	1	0	-	1	1	
愛媛	12	12	11	10	8	2	0	1	0	1	
高知	12	10	9	8	4	4	-	1	1	0	
福岡	15	48	19	18	14	3	1	1	1	28	
佐賀	12	13	12	12	12	-	-	-	0	1	
長崎	14	52	49	46	27	18	1	3	0	3	
熊本	18	29	28	28	14	14	0	0	-	1	
大分	33	33	28	23	14	9	0	5	0	5	
宮崎	35	40	28	19	8	11	-	9	1	11	
鹿児島	13	15	15	14	6	2	6	1	-	0	
沖縄	4	2	1	1	1	-	-	-	-	1	

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

本調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り込まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 調査の対象

調査の対象は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設とした。

なお、調査対象期間の令和2年度に休業中の食肉処理施設（113施設）は集計対象外としており、調査の対象から除いている。

また、調査対象の選定において事業所母集団データベースは使用していない。

### 3 調査対象者数

調査対象者数、有効回答数等は、次のとおり。

食肉処理施設数	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
804施設	691施設	426施設	61.6%

注：有効回答数とは、集計に用いた調査対象者の数であり、無効回答を除いた有効回答の数である。

### 4 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとした。

#### (1) 食肉処理施設の概要

- ア 設立年月日
- イ 設置者、運営者
- ウ 施設の経営状況
- エ 施設面積
- オ 年間処理能力
- カ 金属探知機の有無
- キ 調査対象期間における食肉処理実施期間
- ク 年間施設稼働日数
- ケ 年間作業従事者数及び専従者数

#### (2) 食肉処理施設の処理実績

- ア 鳥獣種別の仕入価格
- イ 鳥獣種別の解体処理価格
- ウ 鳥獣種別の捕獲場所の都道府県名、解体頭・羽数、搬入時の体重（鳥獣種別計）
- エ 鳥獣種別の捕獲方法割合
- オ 廃棄物処理量及び廃棄物処理経費

#### (3) 食肉処理施設の販売実績等

- ア 鳥獣種別・形態等別の販売金額及び販売数量
- イ 鳥獣種別の販売先数量割合
- ウ 鳥獣種別の解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量
- エ 鳥獣種別の加工販売の販売金額及び加工仕向け食肉数量
- オ 鳥獣種別の調理販売の販売金額及び調理仕向け食肉数量
- カ 食肉以外の製品別の販売金額及び販売数量

## 5 調査対象期間及び調査実施時期

### (1) 調査対象期間

調査対象期間は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の1年間とした（4(1)アからエ及びカについては、令和3年3月31日時点）。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な令和2年度の期間を含む1年間とした。

### (2) 調査実施時期

令和3年5月中旬から令和3年6月中旬までの間に実施した。

## 6 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・FAX又はオンラインにより回答する自計調査の方法により実施した。

## 7 集計方法

全ての施設を対象として調査を実施したが、有効回答が得られなかった調査対象については、有効回答が得られた施設を標本施設として、標本施設の調査値を基に、以下の推定方法により補完して集計した。

(1) 都道府県ごとの調査対象施設のうち、有効回答が得られた施設について調査結果の解体頭・羽数の値により7階層に区分した。

(2) 有効回答が得られなかった施設については、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における解体頭・羽数の実績等の情報に基づいて(1)と同様の階層区分を行った。

(3) 階層区分ごとの調査対象施設数及び有効回答施設数を用いて、都道府県別階層区分ごとの有効回答率を算出した。

(4) 都道府県別の総計の推定値は、階層ごとに有効回答の得られた調査値にその階層の有効回答率の逆数を乗じた値を合計することにより、次の式を用いて算出した。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

T : x の総計の推定値

i : 都道府県別解体頭・羽数規模階層（以下「階層区分」という。）を表す添字

j : 標本施設を表す添字

L : 階層区分の数

N<sub>i</sub> : i 階層区分の母集団の大きさ

n<sub>i</sub> : 調査結果が得られたi 階層区分の標本数（有効回答数）

x<sub>ij</sub> : 調査結果が得られたi 階層区分のj 番目の標本施設の x の調査値

なお、都道府県別解体頭・羽数規模階層に有効回答がない場合は、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局の1施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じて推定値とし、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局に有効回答がない場合は、全国の1施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じる等により推定値とした。

(5) 全国計の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

## 8 実績精度

全ての食肉処理施設を対象としていることから、実績精度の算定は行っていない。

## 9 用語の解説

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) イノシシ      | 狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。  |
| (2) シカ        | 狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。   |
| (3) その他鳥獣     | イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。  |
| (4) 年間施設稼働日数  | 本調査では、食肉処理施設での食肉処理の稼働日数のほか、販売、加工及び調理に係る稼働日数を含めた実日数とする。   |
| (5) 従事者数      | 食肉処理施設の経営や業務を行う正社員、パート、アルバイト等の雇った人を含めた、食肉処理施設で働く人の実人数とする。  |
| (6) 専従者数      | 従事者のうち専ら食肉処理施設の経営や業務を行う者であって、食肉処理施設以外で働いていない者（正社員など）の実人数とする。   |
| (7) 解体頭・羽数    | 食肉処理施設が解体処理を行った頭・羽数（食肉以外の加工向け（ペットフード等）に解体したものも含む。）をいう。<br>なお、異常が認められて廃棄した個体は含まない。  |
| (8) ジビエ利用量    | 本調査では、食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード販売数量（加工原材料用として他社等に販売したものを含む。）をいう。 |
| (9) 解体処理のみの請負 | 依頼者から食肉に供する目的で食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいう。   |
| (10) 自家消費向け   | 従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。  |
| (11) 搬入時の体重   | 食肉処理施設へ搬入した解体前の体重（内臓、骨、皮、角等を含む。）をいう。<br>なお、異常が認められて廃棄した個体は含まない。  |



(12) 捕獲方法	捕獲方法は次のとおりである。
ア 網	むそう網、はり網、つき網及びびなげ網をいう。
イ わな	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなをいう。
ウ 銃器	装薬銃及び空気銃をいう。
(13) 仕入価格	食肉処理施設が鳥獣を仕入れて解体から販売まで行うものについて、食肉処理施設へ持ち込まれた捕獲鳥獣に対して、食肉処理施設が捕獲者に支払った1kg当たりの価格(円/kg)とする。 なお、価格は鳥獣の解体前の生体重量に対するものである。
(14) 解体処理の請負価格	食肉処理施設による鳥獣の食肉用の解体処理という請負行為に対して捕獲者が支払った1kg当たりの価格(円/kg)とする。 なお、価格は鳥獣の解体前の生体重量に対するものである。
(15) 部位	本調査では、モモ、ロース、ヒレ、部位のその他(肩、スネ等)のことをいう。
(16) 枝肉	食肉処理施設においてと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉(半丸枝肉(枝肉を背割りにした肉をいう。)及び四半身(枝肉を4分の1に切り分けた肉をいう。))を含む。)のことをいう。
(17) 販売先	卸売・小売の販売先は次のとおりである。
ア 卸売業者	他の者から購入した物品をその性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売する法人又は個人をいう。
イ 小売業者	消費者に青果物、食肉等の物品を販売する法人又は個人をいう。
ウ 加工品製造業者	ソーセージ、ハム、ベーコン等の肉製品等(缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む。)を製造する事業所をいう。
エ 外食産業	飲食料品を一般消費者に対してその場で飲食させる事業をいい、持ち帰り及び宅配のサービスを行う事業を含む。
オ 宿泊施設	ホテル、旅館、民宿等をいう。

カ 消費者への直接販売	食肉処理施設が卸売業者や小売業者を経由せずに、一般消費者に食肉を直接販売することをいう。
キ 消費者への直接販売 うち、インターネット	消費者への直接販売のうち、自営のインターネットサイトやショッピングサイトを利用し消費者から直接受注し、販売することをいう。
ク 学校給食	小中学校の給食をいい、幼稚園、保育園及びその他の教育機関の給食を含む。
(18) 加工販売	本調査では、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、自らの施設でソーセージ、ハム、ベーコン、缶詰、瓶詰、味付け肉等の肉製品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む。）を製造し販売することをいう。
(19) 調理販売	本調査では、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、施設直営の飲食店等で調理し、シカ肉丼、メンチカツ等として販売することをいう。
(20) ペットフード	愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたもの（動物園の動物用の餌（屠体給餌は除く。）向きに加工したものを含む。）をいう。
(21) 皮革	鳥獣の皮膚をなめしたものと及び毛皮で施設が直接販売するもののほか、皮革製品を製造するための原料として販売するものをいう。
(22) 鹿角製品（鹿茸 <sup>ろくじょう</sup> 等）	鹿の角を使ったナイフの柄やアクセサリー、鹿茸等で施設で直接販売するもののほか、鹿角製品を製造するための原料として販売するものをいう。
(23) 廃棄物処理量	食肉処理施設が野生鳥獣の食肉等への処理に当たり、廃棄物として処理された内臓、骨、皮等の廃棄物の重量とする。
(24) 廃棄物処理経費	食肉処理施設が野生鳥獣の食肉等への処理に当たり、廃棄物として処理された内臓、骨、皮等の廃棄物を廃棄する際に支払った費用とする。

## 10 その他

この資料の詳細な数値は、ホームページに掲載（令和3年12月予定）するとともに、その後発行する『令和2年度 野生鳥獣資源利用実態調査報告』に掲載する。  
なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

## 【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「野生鳥獣資源利用実態調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/jibie/index.html#y> 】

## 【関連リンク】

ジビエ利用拡大コーナー：農林水産省＞組織別から探す＞農村振興局＞ジビエ利用拡大コーナー

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/>

鳥獣被害対策コーナー：農林水産省＞組織別から探す＞農村振興局＞鳥獣被害対策コーナー

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

### お問合せ先

#### ◎ 本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線 3718

（直通） 03-6744-2049

F A X： 03-3502-3634

#### ◎ 農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線 3589

（直通） 03-6744-2037

F A X： 03-3501-9644



**政府統計**

政府統計の総合窓口  
(e-Stat)

<http://www.e-stat.go.jp/>